

函館市火災予防規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 3 7 号

函館市火災予防規則の一部を改正する規則

函館市火災予防規則（昭和 5 6 年函館市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 9 号様式中

「炉，ちゅう房設備，温風暖房機，ボ
イラー，給湯湯沸設備，乾燥設備，
サウナ設備，ヒートポンプ冷暖房機，
火花を生ずる設備，放電加工機
設置（変更）届出書 を
」

「炉，ちゅう房設備，温風暖房機，ボイラー，
給湯湯沸設備，乾燥設備，簡易サウナ設備，
一般サウナ設備，ヒートポンプ冷暖房機，
火花を生ずる設備，放電加工機
設置（変更）届出書 に
」

改める。

附 則

この規則は，令和 8 年 3 月 3 1 日から施行する。